

行政評価シート(事後評価)

コード (42) 6-1-2	事務事業名 献血推進協議会への補助	所管部課 市民部健康年金課(旧保健福祉部保健福祉総合調整課)
-------------------	----------------------	-----------------------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	より多くの安全な輸血用血液を、より安定的に供給できるシステムの構築を確立し、積極的な献血の推進・普及に努めることを目的とする。	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等 / 補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等	
	協議会運営費等補助金交付要綱において、用途基準、交付限度額を定め、補助率10/10により交付。基準額 総会費(消耗品費、通信運搬費、報償費等 限度額28,000円)・定例役員会費(消耗品費、印刷製本費等 限度額53,000円)・表彰式典費(消耗品費、報償費等 限度額62,000円)・採血事業費(消耗品費、印刷製本費、報償費、通信運搬費、旅費、駐車場使用料、修繕費等 限度額460,000円)・献血啓発活動事業費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、有料道路通行料、駐車場使用料等 限度額205,000円)	
事業開始時期	合併前から 年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目	単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	事業費(A)			821	850	782
財源	国庫支出金・都支出金	千円				
	地方債					
内訳	その他 ()					
	一般財源		821	850	782	808
所要人員(B)	人		0.01	0.01	0.01	0.01
人件費(C)=平均給与×(B)	千円		83	82	82	82
臨時職員等賃金(C')	千円					
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円		904	932	864	890
単位当たりコスト						
(E)=(D) / (実施回数)	千円		30.1	37.3	30.8	22.2

評価指標の設定	活動等指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助額	実績値	千円	821	850	782	808
	実績値						
(指標の説明・数値変化の理由 など)							
評価指標の設定	成果指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	実施回数	実績値	回	30	25	28	40
一次	受付者数	実績値	人	2,203	2,017	1,844	
二次	献血者数	目標値					
		実績値	人	1,748	1,577	1,409	
(指標の説明・数値変化の理由 など) 献血者の減少は、採血時に住所、氏名など身分を証明できるものの提示を求めるなどの影響が多少出ているものと思われる。							

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	協議会の活動報告書が翌年度初めに出されるが意見等は出ていない。	
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	近隣市の献血者数(18年度実績): 武蔵野市(29,103人)、三鷹市(1,645人)、小平市(1,296人)、東久留米市(1,152人) 近隣市の献血実施回数は、ほぼ同じであるが、武蔵野市は献血ルームを設置していることで献血者の実績人数が多くなっている。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	病院等で同種のサービス

コード (42) 6-1-2	事務事業名 献血推進協議会への補助	所管部課 市民部健康年金課(旧保健福祉部保健福祉総合調整課)
-------------------	----------------------	-----------------------------------

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	3		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>輸血医療は、他にかわり得るものがない、人間の尊い生命を救う唯一の方法とするものであり、より多くの安全な輸血用血液をより安定的に供給できるシステム構築は、協議会の積極的な行動によって確立されるのもである。今後も協議会との協働を図るものである。</p>
事業の必要性	3			
事業主体の妥当性	2			
直接のサービスの相手方	2			
事業内容等の適切さ	2			
受益者負担の適切さ	2			
市民ニーズの把握	3			

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>平成16年度において、要綱の改正を行い、制度の見直しを進めてきた経緯がある。昭和30年代の献血の推進に関する閣議決定に伴い、各地方公共団体の協力が求められてきた経緯があり、さらには、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条においても市町村の献血についての責務が規定されていることから、これらを踏まえた対応が必要である。なお、補助金の支出については、日本赤十字社法の趣旨を勘案した対応が必要である。</p>
事業の必要性	3			
事業主体の妥当性	2			
直接のサービスの相手方	2			
事業内容等の適切さ	2			
受益者負担の適切さ	2			
市民ニーズの把握	2			

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>安全でより多くの輸血用血液を安定的に供給するため、市町村の責務として今後も協議会へ適切な補助を行うことが妥当である。</p>